

後期高齢者医療制度

平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が導入されるに伴い、町が行う事務について定めるため、海田町後期高齢者医療に関する条例の制定が提案され、賛成10：反対4（欠席1）の賛成多数で可決しました。ここでは質疑の一部を紹介します。

被保険者

Q 何歳から対象となるのか。

A 七十五歳以上の方。ただし一定以上の障害がある方は六十五歳から。

Q 何人くらいが該当するのか。

A 県全域では約三十三万人、町内では約二千三百人。

運営

Q どこが行うのか。

A 県内のすべての市町が加入する「広島県後期高齢者医療広域連合」が主体となる。

Q 町では何をするの。

A 保険証の引き渡しや保険料の徴収を行う。

保険料

Q いくらになるのか。

A 年に五十万円を最高限度額として、県内均一の基準で決められる。

Q 所得に応じた軽減はないのか。

A 均等割分には本来の額から所得水準により、七割、五割、二割と三段階で軽減される。

Q 子どもらの扶養家族になって、保険料を免除されている方はどうなる。

A 新たに負担していただくことになる。

Q 急に負担が増えることになるのでは。

A 二年間は段階的な軽減措置を講じて、急激な負担増とならないよう

配慮している。

Q 納め方はどうなるのか。

A 原則として年金からの天引き。

医療費

Q 自己負担額はどれくらいか。

A 一般の方は一割、現役なみの所得がある方は三割を負担してもらう。

Q 自己負担分を除く医療費はだれが負担するのか。

A 七十五歳以上の保険料で一割、現役世代からの支援金で四割、税で五割をまかなう。

反対討論

この制度は、高齢者を別枠の制度へ切り離し、負担増・給付減を強いるものであり、医療を受けることをためらわせる制度である。

医療費削減の名目で、高齢者の命をおろそかにするような制度には反対する。

賛成討論

広域連合が運営する後期高齢者医療制度の導入により、広島県内どの市町でも同一の保険料率で運用が可能となる。

保険料等について、整然とした運用が期待できることから、この制度に賛成する。